



Vol.142

杜若経営法律事務所 弁護士 岸田鑑彦

再発したうつ病と業務起因性

1 メンタル疾患と復職

実務上、対応に悩む場面の1つとして、メンタル疾患で休んでいた従業員を復職させる場面があります。

復職にあたりどのような配慮が必要か、復職にあたりどのような業務をさせてよいのか、そもそも復職させてよいほどに回復しているのか、復職後すぐに再発してしまった場合にはどのような取り扱いになるか、復職後に再発してより症状が悪化した場合に、悪化したことについて会社の責任を問われるのではないかなど悩みは尽きません。

今回ご紹介する裁判例は、うつ病によりしばらく休んだ後に復職し、その約1年5か月後に自殺した事案において、死亡した結果がもともとのうつ病の悪化なのか、新たな発病であるか等が争われた事案です（三田労基署長事件・東京地裁令和6年12月12日判決）。

2 症状安定後の新たな発病

「精神障害の労災認定」基準によれば、業務以外の心理的負荷により発病していた精神障害について、一定期間、通院・服薬を継続しているものの、症状がなく、または安定していた状態で、通常の勤務を行っており、その後、症状の変化が生じた場合は、医学専門家の判断により、「発病後の悪化」の取り扱いではなく、症状が改善し安定した状態が一定期間継続した後に新たに発病したものとして、通常の認定要件に照らして判断することがあります。との記載があります。このようにもともとの疾病の悪化なのか、新たな発病かによって、業務起因性の認定に影響します。

3 裁判所の判断

本件では、うつ病の発病（平成26年12月頃）から自死（平成29年1月13日）まで約2年が経過していることから、被告は、平成28年5月には「症状安定」に至ったから、業務と自死との間には相当因果関係がなく、業務起因性が認められないのではないかと主張しました。

これに対して裁判所は、「労災保険法上、業務による心理的負荷によって発病した精神障害が「症状安定」に至り、これ以降に発生した結果（死亡）につき、当該精神障害に起因するものではないと判断されるか否かは、治療内容、投薬の状況、症状の経過及び本人の就労を含む生活状況等に照らし、精神障害の症状が現れなくなった、または症状が改善し安定した状態で、通常の勤務を行っている状況がおおむね6か月程度継続しているか、との観点から検討するのが相当である。」という判断基準を示しました。

そのうえで、就労の状況について、復職して以降、週5日、フルタイムで勤務し、自死するまで、ほぼ欠勤することなく勤務を継続していたこと、復職後には、本件疾病の発病に係る自身の経験と本件会社に対する提言をまとめた懸賞論文を作成し、昇格試験を受験して合格するなど、通常業務以外の課題を自ら設定して達成していること等から、会社に出勤できなくなる、あるいは通常業務に差し障りが出るような症状は出ておらず、状態がある程度安定していたともいえると認定しつつも、疾病の症状のうち「不眠」については、復職した平成27年8月以降も、ほぼ毎日、原告（配偶者）に対して十分な睡眠がとれないことを訴えており、少しの生活音がしても眠れなくなる、リアルな悪夢を見て怯える、といった症状が継続していたと認められ、このことは、平成28年8月26日のカルテに「3日に1回くらい中覚（中途覚醒）出る」旨記載がされていること、平成28年8月以降も、睡眠に関する書籍やメンタルに関する書籍を購入していたこととも整合するなどとして、復職後の平成27年8月から自死に至る平成29年1月まで、うつ病の症状である不眠が継続していたと認められる等と認定しました。

最終的には、疾病の症状が改善し安定した状態がおおむね6か月程度継続していたとは評価できず、死亡までの間に「症状安定」に至ったとは認められないから、もともとの疾病の影響により、正常な認識、行動選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定され、死亡についても業務起因性が認められると判断しました。

4 会社として予見できるか？

この裁判例は、労災認定における業務起因性等が争われた事案であり、使用者の安全配慮義務が争われた事案ではありません。

復職後に自死に至る場面での安全配慮義務については、週5日、フルタイムでほぼ欠勤することなく勤務しており、周りからも元気で落ち込んでいる様子はなかったというような事情があったようで、会社としては予見可能性、結果回避可能性の部分で争う余地があるような事案と考えます。

労災認定＝会社の責任、と誤解しがちな部分ですので、労災認定の結果に関わらず、会社の安全配慮義務の有無については検討する必要があります。

以上

お電話・メールでご相談お待ちしております。（9:00～17:00）

[杜若経営法律事務所](#) TEL03-6275-0691/FAX03-6275-0692

メールでのお問い合わせは[こちら](#)